

議案第16号

三朝町情報公開等審査会設置条例の廃止について

次のとおり三朝町情報公開等審査会設置条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月7日

三朝町長 松浦 弘幸

三朝町情報公開等審査会設置条例を廃止する条例

三朝町情報公開等審査会設置条例（平成18年三朝町条例第11号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に審査会の委員である者又はこの条例の施行前において審査会の委員であった者に係るこの条例による廃止前の三朝町情報公開等審査会設置条例（以下「廃止前条例」という。）第5条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の前日に廃止前条例第3条第1項各号に掲げる事項について答申がされた場合における廃止前条例第14条の規定による答申書の送付等については、なお従前の例による。

（三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略		三朝町町長等の	略		三朝町町長等の
略	日額 5,000円	給与及び旅費に	略	日額 5,000円	給与及び旅費に
三朝町名誉町 民選考審議会 委員	（職務を行う 時間が4時間 以内の場合に	関する条例（昭 和45年三朝町条 例第5号）に規	三朝町名誉町 民選考審議会 委員	（職務を行う 時間が4時間 以内の場合に	関する条例（昭 和45年三朝町条 例第5号）に規

	あつては3,000円)	定する旅費の例による。	三朝町情報公開等審査会委員	あつては3,000円)	定する旅費の例による。
略			略		
略			略		
略			略		

(三朝町情報公開条例の一部改正)

5 三朝町情報公開条例(平成11年三朝町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査請求) 第16条 略</p> <p>2 実施機関は、前項の審査請求があつた場合において、次に掲げる場合を除き、速やかに<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する機関(以下「審査会」という。)</u>に諮問し、その答申等を尊重して、当該審査請求に対する決定をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(利便の提供) 第19条 略</p> <p><u>(審査会への意見の求め)</u> 第19条の2 実施機関は、<u>情報公開制度の運用及び改善に関する事項について、審査会に意見を求めることができる。</u></p>	<p>(審査請求) 第16条 略</p> <p>2 実施機関は、前項の審査請求があつた場合において、次に掲げる場合を除き、速やかに<u>三朝町情報公開等審査会</u>に諮問し、その答申等を尊重して、当該審査請求に対する決定をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(利便の提供) 第19条 略</p>

(三朝町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

6 三朝町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年三朝町条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問) 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の</u></p>	<p>(審査会への諮問) 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>三朝町情報公開等審査会設置条例(平成18年</u></p>

<p><u>4第3項に規定する機関(以下「審査会」という。)</u> に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(個人情報等の取扱いに関する苦情処理) 第49条 略</p> <p>(審査会への意見の求め)</p> <p><u>第49条の2 議長は、議会における個人情報保護制</u> <u>度の運用及び改善に関する事項について、審査会</u> <u>に意見を求めることができる。</u></p>	<p><u>三朝町条例第11号) 第2条に規定する三朝町情報</u> <u>公開等護審査会(以下「情報公開等審査会」とい</u> <u>う。)</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(個人情報等の取扱いに関する苦情処理) 第49条 略</p>
---	--